

マンション騒音問題の解決には 節度と寛容とコミュニケーションが必要です。

音を出す側の節度、音を聞かされる側の寛容、そして相手の節度や寛容を感じ取れるためのコミュニケーションです。このうちのどれが欠けても騒音問題が発生してきます。相手に節度や寛容を要求するだけになっていませんか。振り返ってみてください。よい人間関係づくりが、騒音問題解決の早道です。



集合住宅はもともと遮音性能の弱い建物です。他の居住者の迷惑となる次のような行為はしないで下さい。

<禁止項目>

- ・ 時間を問わず大音量での楽器の演奏、及び音楽再生
- ・ 深夜早朝の時間帯での洗濯や入浴、掃除機、上階音等を発生させる行動
- ・ 振動、騒音を発生させる工具による作業
- ・ 大人数での宴会等の騒ぎ
- ・ 日常的なペットの鳴き声の発生
- ・ 居室以外の用途への使用に伴う騒音
- ・ その他、日常生活以外で他の住人に迷惑となる過大な騒音を発生させる行為



集合住宅の中には、望ましい遮音条件を満たしていない建物もあります。下記のような建物です。この場合には、生活によって発生する騒音に対して、音源側の居住者は**より節度**を持って配慮し、受音側の居住者は**より寛容的**に対応しなければなりません。**騒音トラブルでは毎年千数百件の殺傷事件**が起きています。



<建物性能不足>

- ・ 建物が鉄骨造で床がALC床版の場合
- ・ 軽量鉄骨構造および木造の場合
- ・ 床が薄く、重量床衝撃音性能がLH-50を下廻る場合
- ・ 壁の仕上げ工法がGL工法の場合



通常的生活行為に伴って発生する音に関して、過剰に苦情を言い募り、相手に対して**次のような行為**をすることは**迷惑行為**であり、しないでください。

<迷惑行為>

- ・ 乱暴な言動で苦情、文句を言うこと
- ・ 付きまとい、および住居への押しかけ
- ・ 度重なる電話や手紙による苦情
- ・ 度重なる警察への通報
- ・ 天井や壁を棒で叩くなどの威嚇的な行為

